

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「**保険料免除制度**」や「**納付猶予制度**」などがあります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族年金が受けられない場合があります。

- 申請するところ 石巻年金事務所または役場町民税務課
- 免除受付開始 **令和4年度分の受付は7月1日(金)から**
- 必要書類 年金手帳または本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

令和4年6月から児童手当制度が一部変更になります

1. 現況届の提出が原則不要になります

児童の養育状況が変わっていなければ、次の該当する人を除き、現況届の提出は不要になります。

- ・離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
- ・その他 状況を確認する必要がある人

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。
※提出の案内が届いた人で現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届の省略に伴い、変更事項があった人は届出が必要です。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または、児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき など

2. 所得が一定以上の場合、手当は支給されなくなります

新たに所得上限限度額が設けられ、限度額以上の所得の人の受給資格が消滅します。

☎ 保健福祉課子育て支援係 ☎46-1402

繁殖用和牛借り受け希望者を募集します

町では、和牛繁殖基盤の強化および畜産農家の経営規模拡大を支援するために肉用繁殖雌牛を導入し、一定期間貸し付けします。

対象者

町内在住で、肉用繁殖雌牛の適正な飼育計画を有する、次のいずれかに該当する人

- (1) 農業に従事している満60歳以上の人
- (2) 水田を活用しながら自給飼料の確保に取り組む農家
- (3) 経営規模拡大を志向する農家

貸付期間

5年間

返納方法

貸付時の対価基準額を5年後に一括して返納、または2年据置で3年目から分割で返納（指定口座に納入）

申込方法

農林水産課に備え付けの申込書と畜産経営計画書に必要事項を記入し、7月29日(金)までにお申し込みください。

☎ 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

障害年金をご存じですか？

障害基礎年金とは、思わぬ事故によるけが・病気・心の病などで重い障害が残ったときに、その生活を支えるために支給される年金です。

支給を受けるためには、本人による請求手続きが必要です。

対象（次の全ての要件に該当する場合に請求できます）

- (1) 初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診察を受けた日）が、20歳到達日（誕生日の前日）前であるか、国民年金に加入中である場合または、過去に国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の人で、国内在住中に初診日がある場合
- (2) 現在および障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日または症状が固定した日）に、国民年金障害等級表の1級または2級の状態にある場合。または、障害認定日に障害の程度が障害等級表の2級以上に該当しなかったが、その後65歳到達日（誕生日の前日）前までに2級以上に該当するようになった場合
- (3) 保険料納付要件を満たしている場合（初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あること。または、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと）

初診日が20歳到達日前の場合、次の点にご確認ください

国民年金に加入する20歳到達日（誕生日の前日）前に初診日がある人は、20歳になったときに障害の程度が国民年金障害等級の1級または2級に該当する場合、障害基礎年金を請求することができます。この場合は、保険料の納付要件は問われませんが、本人の所得などにより支給の制限があります。

子の加算額について

障害基礎年金を受けられるようになったときや、その後、その人によって生計を維持されている18歳到達年度末日までの子（障害等級1から2級の障害がある場合は20歳未満）がいるときには、加算金が追加されます。

職員が相談時に主に次のことを確認します

- (1) 基礎年金番号
 - (2) 現在の障害の原因となったけがや病気の名称、初めて医師の診察を受けた初診日、その時の医療機関の名称
 - (3) 障害認定日（20歳到達日前に初診がある人は20歳到達日）の障害の状態と、その時の医療機関の名称
 - (4) 現在の障害の状態と、受診中の医療機関の名称
- ※障害の程度は「障害認定基準」で定められています。これを基に事前に担当の医師の意見を聞いておくと、より具体的な相談ができます。

相談・請求先（初診日に加入していた年金制度により異なります）

- ①国民年金第1号被保険者または20歳到達日前に初診日がある人
石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373
- ②厚生年金加入中または国民年金第3号被保険者
石巻年金事務所
- ③共済組合加入中
所属の共済組合

